

教育委員会会議 定例会

平成31年2月13日

提出議案綴

山梨県教育委員会

1 議 案

第 37 号 山梨県立青少年センター設置及び管理条例等の一部を改正する条例

第 38 号 教育委員会の活動状況報告書について

第 39 号 山梨県指定文化財の指定について

第 40 号 山梨県指定文化財の指定について

2 報 告 事 項

(10) 教師力アップ研修について

3 その他報告

(29) 「新やまなしの教育振興プラン」の目標となる指標の達成状況について

(30) 平成30年「やまなしスポーツ賞」について

議案第 37 号

山梨県立青少年センター設置及び管理条例等の一部を改正する条例

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、教育委員会関係の使用料の額及び利用料金限度額を改定する必要がある。

条例の概要

教育庁総務課

題 名	山梨県立青少年センター設置及び管理条例等の一部を改正する条例
趣 旨	消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、教育委員会関係の使用料の額及び利用料金限度額を改定する必要がある。
内 容	<p>1 条例改正の背景等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成24年8月、消費税法及び地方税法の一部が改正され、消費税率が8%から10%に改定された。 ※ 改正法の施行日：当初の平成27年10月1日から、二度の法改正により平成31年10月1日に変更 ○ 使用料及び公の施設の利用料金は、消費税等の課税対象になる。 ○ このため、教育委員会関係の使用料の額及び利用料金限度額を改定する必要がある。 <p>2 条例改正の内容</p> <p>次の条例で定める使用料の額及び利用料金限度額について、消費増税相当分の引上げを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 山梨県立青少年センター設置及び管理条例 ② 山梨県立少年自然の家設置及び管理条例 ③ 山梨県立美術館設置及び管理条例 ④ 山梨県立考古博物館設置及び管理条例 ⑤ 山梨県立射撃場設置及び管理条例 ⑥ 山梨県立青少年自然の里設置及び管理条例 ⑦ 山梨県立文学館設置及び管理条例 ⑧ 山梨県立八ヶ岳スケートセンター設置及び管理条例 ⑨ 山梨県立科学館設置及び管理条例 ⑩ 山梨県立飯田野球場設置及び管理条例 ⑪ 山梨県立博物館設置及び管理条例 ⑫ 山梨県立美術館等の観覧等の特例に関する条例 ⑬ 山梨県立図書館設置及び管理条例
施行期日	平成31年10月1日から施行する。
留意点	なし
参考事項	なし

二〇円を五三〇円に、「一、四五〇円」を「一、四七〇円」に、「一、七二〇円」を「一、七六〇円」に、「四、五二〇円」を「四、六二〇円」に改める。

別表第三号の表中「七〇〇円」を「七一〇円」に、「三四〇円」を「三五〇円」に改める。

(山梨県立少年自然の家設置及び管理条例の一部改正)

第二条 山梨県立少年自然の家設置及び管理条例(昭和四十八年山梨県条例第十号)の一部を次のように改正する。

別表中「一〇〇円」を「一一〇円」に、「二一〇円」を「二二〇円」に、「三二〇円」を「三三〇円」に改める。

(山梨県立美術館設置及び管理条例の一部改正)

第三条 山梨県立美術館設置及び管理条例(昭和五十三年山梨県条例第五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中「五一〇円」を「五二〇円」に、「二一〇円」を「二二〇円」に改める。

別表第一第二号の表中「一、〇八〇円」を「一、一〇〇円」に、「八六〇円」を「八八〇円」に、「五四〇円」を「五五〇円」に、「四三〇円」を「四四〇円」に改める。

別表第一第三号の表中「三、〇八〇円」を「三、一四〇円」に、「一、五四〇円」を「一、五七〇円」に改める。

別表第二中「八一〇円」を「八二〇円」に、「二一〇円」を「二二〇円」に、「三四五〇円」を「三、五二〇円」に、「四八〇円」を「四九〇円」に、「六、九六〇円」を「七、〇九〇円」に改める。

別表第三中「六、〇四〇円」を「六、一六〇円」に、「五、一四〇円」を「五、二

三〇円」に、「一、三九〇円」を「一、三三〇円」に、「一、四六〇円」を「一、四
九〇円」に、「三、七五〇円」を「三、八一〇円」に、「三、五一〇円」を「三、五
六〇円」に、「三、八一〇円」を「三、八七〇円」に、「五、三二〇円」を「五、四
三〇円」に、「一、三〇〇円」を「一、三三〇円」に、「三、七六〇円」を「三、八
二〇円」に、「三、七二〇円」を「三、七七〇円」に、「三、〇四〇円」を「三、一
〇〇円」に、「五、七六〇円」を「五、八七〇円」に、「三、一一〇円」を「三、一
六〇円」に、「三、四七〇円」を「三、五四〇円」に、「六、五八〇円」を「六、七
〇〇円」に改める。
(山梨県立考古博物館設置及び管理条例の一部改正)
第四条 山梨県立考古博物館設置及び管理条例(昭和五十七年山梨県条例第五号)の一
部を次のように改正する。
別表第一号の表中「三一〇円」を「三三〇円」に改める。
別表第二号の表中「一、〇八〇円」を「一、一〇〇円」に、「八六〇円」を「八八

〇円」に改める。
別表第三号の表中「一、三三〇円」を「一、三六〇円」に改める。
(山梨県立射撃場設置及び管理条例の一部改正)
第五条 山梨県立射撃場設置及び管理条例(昭和五十九年山梨県条例第十四号)の一部
を次のように改正する。
別表中「六四〇円」を「六六〇円」に、「六、四二〇円」を「六、五四〇円」に、
「九一〇円」を「九三〇円」に、「一三、八五〇円」を「一三、〇九〇円」に改める
。
(山梨県立青少年自然の里設置及び管理条例の一部改正)
第六条 山梨県立青少年自然の里設置及び管理条例(昭和六十二年山梨県条例第一号)
の一部を次のように改正する。
別表中「二二〇円」を「三三〇円」に、「一〇〇円」を「一一〇円」に、「四三〇
円」を「四四〇円」に、「八六〇円」を「八八〇円」に改める。

(山梨県立文学館設置及び管理条例の一部改正)

第七条 山梨県立文学館設置及び管理条例(平成元年山梨県条例第十号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中「三二〇円」を「三三〇円」に、「二五〇円」を「二六〇円」に、「二二〇円」を「二三〇円」に改める。

別表第一第二号の表中「一、〇八〇円」を「一、一〇〇円」に、「八六〇円」を「八八〇円」に、「五四〇円」を「五五〇円」に、「四三〇円」を「四四〇円」に改める。

別表第一第三号の表中「一、五四〇円」を「一、五七〇円」に、「七七〇円」を「七九〇円」に改める。

別表第二中「二二〇円」を「二三〇円」に、「三、一三〇円」を「三、一九〇円」に、「四八〇円」を「四九〇円」に、「六、一五〇円」を「六、二七〇円」に改める。

別表第三第一号の表中「一、二〇〇円」を「一、二三〇円」に、「一、四一〇円」を「一、四四〇円」に、「三、八五〇円」を「三、九二〇円」に、「一〇、四九〇円」を「一〇、六九〇円」に、「一一、六六〇円」を「一一、八八〇円」に、「三一、七六〇円」を「三二、三五〇円」に改める。

別表第三第二号イの表中「三三〇円」を「三四〇円」に、「六二〇円」を「六三〇円」に、「一、二三〇円」を「一、二五〇円」に、

「三三〇円」「一一〇円」「四八〇円」

「二四〇円」「一二〇円」「五〇〇円」に改め、同号ロの表中「三三〇円」

を「三四〇円」に、「八四〇円」を「八五〇円」に、「一、一七〇円」を「一、一九〇円」に、「三五〇円」を「三六〇円」に、「四九〇円」を「五〇〇円」に改める。

(山梨県立八ヶ岳スケートセンター設置及び管理条例の一部改正)

第八条 山梨県立八ヶ岳スケートセンター設置及び管理条例(平成六年山梨県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一号の表中「八四〇円」を「八五〇円」に、「六三〇円」を「六四〇円」に、「二〇、九七〇円」を「二一、三六〇円」に、「一五、七三〇円」を「一六、〇二〇円」に、「三一〇円」を「三二〇円」に、「一〇、四八〇円」を「一〇、六八〇円」に改める。

別表第二号の表中「八四〇円」を「八五〇円」に、「五二〇円」を「五三〇円」に改める。

(山梨県立科学館設置及び管理条例の一部改正)

第九条 山梨県立科学館設置及び管理条例(平成十年山梨県条例第三号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「五一〇円」を「五二〇円」に、「五、一五〇円」を「五、二四〇円」

に、「二四〇円」を「二五〇円」に、「三、〇八〇円」を「三、一四〇円」に、「二一〇円」を「二二〇円」に、「二、〇六〇円」を「二、一〇〇円」に改める。

別表第二第一号の表中「五一〇円」を「五二〇円」に、「三四〇円」を「三五〇円」に、「二二〇円」を「二三〇円」に改める。

別表第二第二号の表中「一、〇八〇円」を「一、一〇〇円」に、「八六〇円」を「八八〇円」に、「五四〇円」を「五五〇円」に、「四三〇円」を「四四〇円」に、「三二〇円」を「三三〇円」に、「二一〇円」を「二三〇円」に改める。

(山梨県立飯田野球場設置及び管理条例の一部改正)

第十条 山梨県立飯田野球場設置及び管理条例(平成十四年山梨県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

別表中「五九〇円」を「六〇〇円」に、「一、八九〇円」を「一、九二〇円」に、「二、九七〇円」を「三、〇二〇円」に、「四、二三〇円」を「四、三一〇円」に、「九三〇円」を「九五〇円」に、「一、四九〇円」を「一、五一〇円」に、「二、一

「一〇円」を「二、一五〇円」に改める。
(山梨県立博物館設置及び管理条例の一部改正)
第十一条 山梨県立博物館設置及び管理条例(平成十七年山梨県条例第八号)の一部を次のように改正する。
別表第一第一号の表中「五一〇円」を「五二〇円」に、「二一〇円」を「二二〇円」に改める。
別表第一第二号の表中「一、〇八〇円」を「一、一〇〇円」に、「八六〇円」を「八八〇円」に、「五四〇円」を「五五〇円」に、「四三〇円」を「四四〇円」に改める。
別表第一第三号の表中「二、〇六〇円」を「二、一〇〇円」に、「一、〇三〇円」を「一、〇五〇円」に改める。
別表第二中「四八〇円」を「四九〇円」に、「六、一五〇円」を「六、二七〇円」に改める。

別表第三中「四六〇円」を「四七〇円」に、「三三〇円」を「三三〇円」に、「一〇円」を「二二〇円」に改める。
(山梨県立美術館等の観覧等の特例に関する条例の一部改正)
第十二条 山梨県立美術館等の観覧等の特例に関する条例(平成十九年山梨県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。
別表中「五、一五〇円」を「五、二四〇円」に、「三、五八〇円」を「三、六二〇円」に改める。
(山梨県立図書館設置及び管理条例の一部改正)
第十三条 山梨県立図書館設置及び管理条例(平成二十三年山梨県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。
別表第一号の表中「六、四五〇円」を「六、五七〇円」に、「八、六〇〇円」を「八、七六〇円」に、「二一、五〇〇円」を「二一、九〇〇円」に、「三、七二〇円」を「三、七七〇円」に、「三、六二〇円」を「三、六九〇円」に、「九、〇六〇円」

山梨県立青少年センター設置及び管理条例新旧対照表（第一条関係）

新				
別表（第十条、第十四条関係）				
一 体育施設の利用料金の限度額				
イ 競技会又は運動会以外のために体育施設を利用する場合				
区分	利用料金		定期利用料金	
	個人	団体	三月間	六月間
一般及び大学生	一人一回 二四〇円	一人一回 二二〇円	一人 六七〇円	一人 一、一七〇円
高校生、中学生及び小学生	一人一回 五〇円	一人一回 三〇円	一人 六三〇円	一人 一、一六〇円
備考 略				
ロ 競技会又は運動会のために体育施設を利用する場合				
施設区分	使用区分			
	午前九時～午後六時		午後六時～午後九時	

旧				
別表（第十条、第十四条関係）				
一 体育施設の利用料金の限度額				
イ 競技会又は運動会以外のために体育施設を利用する場合				
区分	利用料金		定期利用料金	
	個人	団体	三月間	六月間
一般及び大学生	一人一回 二二〇円	一人一回 二〇〇円	一人 五三〇円	一人 〇、四〇〇円
高校生、中学生及び小学生	一人一回 五〇円	一人一回 三〇円	一人 六三〇円	一人 一、一四〇円
備考 略				
ロ 競技会又は運動会のために体育施設を利用する場合				
施設区分	使用区分			
	午前九時～午後六時		午後六時～午後九時	

体育館、プール、体育室又はテニスコート	一時間 一、四三〇円	一時間 一、九〇〇円
運動場	一時間 一、四三〇円	

体育館、プール、体育室又はテニスコート	一時間 一、四〇〇円	一時間 一、八六〇円
運動場	一時間 一、四〇〇円	

備考
1、3 略
4. 運動場を利用する場合において、夜間照明を利用するときは、一回につき三、二二〇円を加算する。
二 会議室等の利用料金の限度額

備考
1、3 略
4. 運動場を利用する場合において、夜間照明を利用するときは、一回につき三、一五〇円を加算する。
二 会議室等の利用料金の限度額

施設区分	使用区分			
	午前 午前九時～正午	午後 午後一時～午後五時	夜 午後六時～午後九時	全日 午前九時～午後九時
第一会議室	八三〇円	一、一三〇円	一、一三〇円	〇、九〇〇円
第二会議室	一、一三〇円	四三〇円	四三〇円	九九〇円
第三会議室	一、一三〇円	四三〇円	四三〇円	九九〇円

施設区分	使用区分			
	午前 午前九時～正午	午後 午後一時～午後五時	夜 午後六時～午後九時	全日 午前九時～午後九時
第一会議室	八二〇円	一、一〇〇円	一、一〇〇円	〇、四〇〇円
第二会議室	一、一〇〇円	四〇〇円	四〇〇円	九一〇円
第三会議室	一、一〇〇円	四〇〇円	四〇〇円	九一〇円

第四会議室	八三〇円	一三〇円	一三〇円	三〇〇円
第五会議室	六六〇円	八七〇円	六六〇円	一三〇円
第六会議室	六六〇円	八七〇円	六六〇円	一三〇円
第七会議室	一三〇円	九八〇円	一三〇円	五〇〇円
第一研修室	四三〇円	七六〇円	七六〇円	九〇〇円
第二研修室	五四〇円	九七〇円	五四〇円	〇六〇円
第三研修室	一〇〇円	一三〇円	一〇〇円	四一〇円
多目的ホール	一三〇円	八〇〇円	八〇〇円	八一〇円
音楽室	〇一〇円	一三〇円	一三〇円	六三〇円

第四会議室	八三〇円	一三〇円	一三〇円	三〇〇円
第五会議室	六四〇円	八七〇円	六四〇円	一三〇円
第六会議室	六四〇円	八七〇円	六四〇円	一三〇円
第七会議室	一三〇円	九四〇円	一三〇円	四〇〇円
第一研修室	四〇〇円	七四〇円	七四〇円	八七〇円
第二研修室	五一〇円	九四〇円	五一〇円	六七〇円
第三研修室	〇九〇円	一三〇円	〇九〇円	三三〇円
多目的ホール	一三〇円	七三〇円	七三〇円	八一〇円
音楽室	九八〇円	一三〇円	一三〇円	五五〇円

視聴覚室	五四〇円	八七〇円	五四〇円	九五〇円
第一和室	四一〇円	五三〇円	五三〇円	一三〇円
第二和室	四一〇円	五三〇円	五三〇円	一三〇円
第三和室	四三〇円	七六〇円	四三〇円	六二〇円

視聴覚室	五一〇円	八三〇円	五一〇円	八五〇円
第一和室	四一〇円	五二〇円	五二〇円	一三〇円
第二和室	四一〇円	五二〇円	五二〇円	一三〇円
第三和室	四〇〇円	七二〇円	四〇〇円	五二〇円

備考 略

三 宿泊施設の利用料金の限度額

区分	金額
一般及び大学生	一人一泊 七一〇円
高校生、中学生及び小学生	一人一泊 三五〇円

備考 略

三 宿泊施設の利用料金の限度額

区分	金額
一般及び大学生	一人一泊 六〇〇円
高校生、中学生及び小学生	一人一泊 三四〇円

山梨県立少年自然の家設置及び管理条例新旧対照表（第二一条関係）

新				旧			
別表（第十一條、第十四條関係）				別表（第十一條、第十四條関係）			
区分	単位	館内宿泊料限度額	キャンプに要するテント及び寝具等の利用料金限度額	区分	単位	館内宿泊料限度額	キャンプに要するテント及び寝具等の利用料金限度額
一 県内に所在する幼稚園、保育所、小学校、中学校及びこれらに類する施設並びに青少年育成団体が行う行事で利用する場合	一人一泊	1100円	800円	一 県内に所在する幼稚園、保育所、小学校、中学校及びこれらに類する施設並びに青少年育成団体が行う行事で利用する場合	一人一泊	1000円	800円
二 県内に住所を有する三歳以上の幼児、小学生、中学生及び高校生が利用する場合（一に掲げる場合を除く。）	一人一泊	1300円	1600円	二 県内に住所を有する三歳以上の幼児、小学生、中学生及び高校生が利用する場合（一に掲げる場合を除く。）	一人一泊	1100円	1600円
三 一及び二に掲げる場合並びに三歳未満	一人一泊	1300円	1300円	三 一及び二に掲げる場合並びに三歳未満	一人一泊	1100円	1300円
の者に係る利用の場合を除く利用の場合				の者に係る利用の場合を除く利用の場合			

山梨県立美術館設置及び管理条例新旧対照表（第十二条関係）

新

別表第一（第十条関係）

一 常設の展示の場合

区分	観覧料	
	個人	団体
一般	一人 五二〇円	一人 四二〇円
大学生及びこれに準ずる者	一人 三三〇円	一人 一七〇円
略		

備考 略

二 特別の企画による展示の場合

次の表に定める観覧料の額の範囲内で、それぞれの展示ごとに知事が定める額

区分	観覧料	
	個人	団体

旧

別表第一（第十条関係）

一 常設の展示の場合

区分	観覧料	
	個人	団体
一般	一人 五一〇円	一人 四二〇円
大学生及びこれに準ずる者	一人 三二〇円	一人 一七〇円
略		

備考 略

二 特別の企画による展示の場合

次の表に定める観覧料の額の範囲内で、それぞれの展示ごとに知事が定める額

区分	観覧料	
	個人	団体

区分	観覧料	
	個人	団体
一般	一人 一〇〇円	一人 八〇円
大学生及びこれに準ずる者	一人 五五〇円	一人 四四〇円
略		

備考 略

三 常設の展示及び特別の企画による展示の定期観覧の場合

区分	観覧料
一般	一人 三二四〇円
大学生及びこれに準ずる者	一人 一五七〇円

備考 略

別表第二（第十一条関係）

区分	特別観覧料
模写、構造等	一点一日につき 八二〇円
撮影	
モノク	一点一回につき 三三〇円
学術研究を	

区分	観覧料	
	個人	団体
一般	一人 〇八〇円	一人 八六〇円
大学生及びこれに準ずる者	一人 五四〇円	一人 四三〇円
略		

備考 略

三 常設の展示及び特別の企画による展示の定期観覧の場合

区分	観覧料
一般	一人 三〇〇円
大学生及びこれに準ずる者	一人 一五四〇円

備考 略

別表第二（第十一条関係）

区分	特別観覧料
模写、構造等	一点一日につき 八二〇円
撮影	
モノク	一点一回につき 三三〇円
学術研究を	

カラー	出版等の収入を伴う場合	一点一回につき 三、五三〇円
	学術研究を目的とする場合	一点一回につき 四九〇円
	出版等の収入を伴う場合	一点一回につき 七、〇九〇円
ローム	出版等の収入を伴う場合	一点一回につき 三、五三〇円
	学術研究を目的とする場合	一点一回につき 四九〇円
	出版等の収入を伴う場合	一点一回につき 七、〇九〇円

備考 略

別表第三 (第十二条関係)

区分	入場料金を徴収しない場合			入場料金を徴収する場合
	午前九時から正午まで	午後一時から午後五時まで	午前九時から午後五時まで	
一般	/	/	六、一六〇円	略

カラー	出版等の収入を伴う場合	一点一回につき 三、四五〇円
	学術研究を目的とする場合	一点一回につき 四八〇円
	出版等の収入を伴う場合	一点一回につき 六、九六〇円
ローム	出版等の収入を伴う場合	一点一回につき 三、四五〇円
	学術研究を目的とする場合	一点一回につき 四八〇円
	出版等の収入を伴う場合	一点一回につき 六、九六〇円

備考 略

別表第三 (第十二条関係)

区分	入場料金を徴収しない場合			入場料金を徴収する場合
	午前九時から正午まで	午後一時から午後五時まで	午前九時から午後五時まで	
一般	/	/	六、〇四〇円	略

講堂	三、一六〇円	三、五四〇円	六、七〇〇円
研究室 実習室	二、七七〇円	三、一〇〇円	五、八七〇円
工房 B	一、三三〇円	一、四九〇円	二、八二〇円
工房 A	二、五五〇円	二、八七〇円	五、四三〇円
展示室 制作室	一、三三〇円	一、四九〇円	二、八二〇円
展示室 一般	/	/	五、一三〇円
展示室 A	/	/	/

備考 略

講堂	三、一〇〇円	三、四七〇円	六、五八〇円
研究室 実習室	二、七二〇円	三、〇四〇円	五、七六〇円
工房 B	一、三〇〇円	一、四六〇円	二、七五〇円
工房 A	二、五二〇円	二、八四〇円	五、三三〇円
展示室 制作室	一、三九〇円	一、四七〇円	二、七五〇円
展示室 一般	/	/	五、一四〇円
展示室 A	/	/	/

備考 略

山梨県立考古博物館設置及び管理条例新旧対照表（第四条関係）

新		旧																																																					
<p>別表（第六条関係）</p> <p>一 常設の展示の場合</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">区分</td> <td colspan="2">観覧料</td> </tr> <tr> <td>個人</td> <td>団体</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>一人 一三〇円</td> <td>一人 一七〇円</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p>備考 略</p> <p>二 特別の企画による展示の場合</p> <p>次の表に定める観覧料の額の範囲内、それぞれの展示ごとに知事が定める額</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">区分</td> <td colspan="2">観覧料</td> </tr> <tr> <td>個人</td> <td>団体</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>一人 一〇〇円</td> <td>一人 八〇円</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p>備考 略</p> <p>三 常設の展示及び特別の企画による展示の定期観覧の場合</p> <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>観覧料</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>一人 一三〇円</td> </tr> </table> <p>備考 略</p>		区分	観覧料		個人	団体	一般	一人 一三〇円	一人 一七〇円	略			区分	観覧料		個人	団体	一般	一人 一〇〇円	一人 八〇円	略			区分	観覧料	一般	一人 一三〇円	<p>別表（第六条関係）</p> <p>一 常設の展示の場合</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">区分</td> <td colspan="2">観覧料</td> </tr> <tr> <td>個人</td> <td>団体</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>一人 一三〇円</td> <td>一人 一七〇円</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p>備考 略</p> <p>二 特別の企画による展示の場合</p> <p>次の表に定める観覧料の額の範囲内、それぞれの展示ごとに知事が定める額</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">区分</td> <td colspan="2">観覧料</td> </tr> <tr> <td>個人</td> <td>団体</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>一人 一〇〇円</td> <td>一人 八〇円</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p>備考 略</p> <p>三 常設の展示及び特別の企画による展示の定期観覧の場合</p> <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>観覧料</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>一人 一三〇円</td> </tr> </table> <p>備考 略</p>		区分	観覧料		個人	団体	一般	一人 一三〇円	一人 一七〇円	略			区分	観覧料		個人	団体	一般	一人 一〇〇円	一人 八〇円	略			区分	観覧料	一般	一人 一三〇円
区分	観覧料																																																						
	個人	団体																																																					
一般	一人 一三〇円	一人 一七〇円																																																					
略																																																							
区分	観覧料																																																						
	個人	団体																																																					
一般	一人 一〇〇円	一人 八〇円																																																					
略																																																							
区分	観覧料																																																						
一般	一人 一三〇円																																																						
区分	観覧料																																																						
	個人	団体																																																					
一般	一人 一三〇円	一人 一七〇円																																																					
略																																																							
区分	観覧料																																																						
	個人	団体																																																					
一般	一人 一〇〇円	一人 八〇円																																																					
略																																																							
区分	観覧料																																																						
一般	一人 一三〇円																																																						

山梨県立射撃場設置及び管理条例新旧対照表（第五条関係）

新			旧		
別表（第十条、第十四条関係）			別表（第十条、第十四条関係）		
施設区分	利用料金限度額（一日につき）		施設区分	利用料金限度額（一日につき）	
	個人	団体		個人	団体
空気銃射撃場	六六〇円	六五四〇円	空気銃射撃場	六四〇円	六四二〇円
ビームライフル射撃場	六六〇円	六五四〇円	ビームライフル射撃場	六四〇円	六四二〇円
固定標的射撃場	九三〇円	一三〇九〇円	固定標的射撃場	九一〇円	一一八五〇円
備考 略			備考 略		

山梨県立青少年自然の里設置及び管理条例新旧対照表（第六条関係）

新				旧			
別表（第十二条関係）				別表（第十二条関係）			
区分	単位	宿泊棟宿 泊料	キャンプに要 するテント及 び寝具等の使 用料	区分	単位	宿泊棟宿 泊料	キャンプに要 するテント及 び寝具等の使 用料
一 県内に所在する幼稚園、保育所、小学校、中学校及びこれらに類する施設並びに青少年育成団体が行う行事で利用する場合	一人一泊	三三〇円	一一〇円	一 県内に所在する幼稚園、保育所、小学校、中学校及びこれらに類する施設並びに青少年育成団体が行う行事で利用する場合	一人一泊	三三〇円	一〇〇円
二 県内に住所を有する三歳以上の幼児、小学生、中学生及び高校生が利用する場合（一に掲げる場合を除く。）	一人一泊	四四〇円	三三〇円	二 県内に住所を有する三歳以上の幼児、小学生、中学生及び高校生が利用する場合（一に掲げる場合を除く。）	一人一泊	四三〇円	二二〇円
三 一及び二に掲げる場合並びに三歳未満の者に係る利用の場合を除く利用の場合	一人一泊	八八〇円	四四〇円	三 一及び二に掲げる場合並びに三歳未満の者に係る利用の場合を除く利用の場合	一人一泊	八六〇円	四三〇円

山梨県立文学館設置及び管理条例新旧対照表（第七条関係）

新

旧

別表第一（第十条関係）

一 常設の展示の場合

区分	観覧料	
	個人	団体
一般	一人 三三〇円	一人 二六〇円
大学生及びこれに準ずる者	一人 三三〇円	一人 一七〇円
略		

備考 略

二 特別の企画による展示の場合

次の表に定める観覧料の額の範囲内で、それぞれの展示ごとに知事が定める額

区分	観覧料	
	個人	団体
一般	一人 一、一〇〇円	一人 八八〇円
大学生及びこれに準ずる者	一人 五五〇円	一人 四四〇円
略		

備考 略

三 常設の展示及び特別の企画による展示の定期観覧の場合

区分	観覧料	
	個人	団体
一般	一人 一、五七〇円	
大学生及びこれに準ずる者	一人 七九〇円	

備考 略

別表第二（第十一条関係）

区分	利用料	
	モノクローム	学術研究を目的とする

別表第一（第十条関係）

一 常設の展示の場合

区分	観覧料	
	個人	団体
一般	一人 三三〇円	一人 二五〇円
大学生及びこれに準ずる者	一人 二二〇円	一人 一七〇円
略		

備考 略

二 特別の企画による展示の場合

次の表に定める観覧料の額の範囲内で、それぞれの展示ごとに知事が定める額

区分	観覧料	
	個人	団体
一般	一人 一、〇〇〇円	一人 八六〇円
大学生及びこれに準ずる者	一人 五四〇円	一人 四三〇円
略		

備考 略

三 常設の展示及び特別の企画による展示の定期観覧の場合

区分	観覧料	
	個人	団体
一般	一人 一、五四〇円	
大学生及びこれに準ずる者	一人 七七〇円	

備考 略

別表第二（第十一条関係）

区分	利用料	
	モノクローム	学術研究を目的とする

カラー	出版等の収入を伴う場合	一点一回につき 三、一九〇円
	学術研究を目的とする場合	一点一回につき 四九〇円
	出版等の収入を伴う場合	一点一回につき 六、二七〇円

備考 略

別表第三 (第十二条関係)

一 研修室及び講堂を使用する場合

施設区分	使用区分	入場料金を徴収しない場合				入場料金を徴収する場合
		午前九時から正午まで	午後一時から午後五時まで	午後六時から午後九時まで	午前九時から午後九時まで	

カラー	出版等の収入を伴う場合	一点一回につき 三、一三〇円
	学術研究を目的とする場合	一点一回につき 四八〇円
	出版等の収入を伴う場合	一点一回につき 六、一五〇円

備考 略

別表第三 (第十二条関係)

一 研修室及び講堂を使用する場合

施設区分	使用区分	入場料金を徴収しない場合				入場料金を徴収する場合
		午前九時から正午まで	午後一時から午後五時まで	午後六時から午後九時まで	午前九時から午後九時まで	

研修室	一、三三〇円	一、四〇〇円	一、四〇〇円	三、九〇〇円	略
講堂	九〇〇円	一、八〇〇円	一、八〇〇円	三、五〇〇円	

備考 略

二 研究室を使用する場合

イ ロに掲げる日以外の日に使用する場合

施設区分	使用区分	午前九時から正午まで	正午から午後五時まで	午後五時から午後七時まで	午前九時から午後七時まで
		共同研究室	三、四〇〇円	六、三〇〇円	二、八〇〇円
個人研究室		一、四〇〇円	二、四〇〇円	一、三〇〇円	五〇〇円

ロ 日曜日、土曜日及び休日に使用する場合

施設区分	使用区分	午前九時から正午まで	正午から午後六時まで	午前九時から午後六時まで
------	------	------------	------------	--------------

研修室	一、三〇〇円	一、四〇〇円	一、四〇〇円	三、八〇〇円	略
講堂	九〇〇円	一、六〇〇円	一、六〇〇円	三、七〇〇円	

備考 略

二 研究室を使用する場合

イ ロに掲げる日以外の日に使用する場合

施設区分	使用区分	午前九時から正午まで	正午から午後五時まで	午後五時から午後七時まで	午前九時から午後七時まで
		共同研究室	三、三〇〇円	六、二〇〇円	二、八〇〇円
個人研究室		一、四〇〇円	二、三〇〇円	一、一〇〇円	四八〇円

ロ 日曜日、土曜日及び休日に使用する場合

施設区分	使用区分	午前九時から正午まで	正午から午後六時まで	午前九時から午後六時まで
------	------	------------	------------	--------------

共同研究室	三三〇円	八五〇円	一 一五〇円
個人研究室	一四〇円	三六〇円	五〇〇円

共同研究室	三三〇円	八四〇円	一 一七〇円
個人研究室	一四〇円	三五〇円	四九〇円

山梨県立八ヶ岳スケートセンター設置及び管理条例新旧対照表（第八系関係）

新				旧					
別表（第十条、第十四条関係） 一 センターの施設を利用する場合				別表（第十条、第十四条関係） 一 センターの施設を利用する場合					
区分	普通利用料金 限度額		定期利用料金 限度額	貸切り利用料 金限度額	区分	普通利用料金限 度額		定期利用料金 限度額	貸切り利用料 金限度額
	個人	団体				個人	団体		
一般及び大 学生	一人に つき 五〇円	一人に つき 四〇円	一人につき 一、三六〇円	一時間まで 二 一、三六〇円	一般及び大 学生	一人に つき 四〇円	一人に つき 三〇円	一人につき 〇、九七〇円	一時間まで 二 〇、九七〇円
高校生	一人に つき 四〇円	一人に つき 二〇円	一人につき 六、〇一〇円		高校生	一人に つき 三〇円	一人に つき 二〇円	一人につき 五、七三〇円	
中学生以下	一人に つき 二〇円	一人に つき 二〇円	一人につき 〇、六八〇円		中学生以下	一人に つき 二〇円	一人に つき 一〇円	一人につき 〇、四八〇円	

備考 略

二 センターの設備器具を利用する場合

区分	利用料金限度額
照明設備	一時間までごとに 八五〇円
放送設備	一時間までごとに 五三〇円
略	

備考 略

備考 略

二 センターの設備器具を利用する場合

区分	利用料金限度額
照明設備	一時間までごとに 八四〇円
放送設備	一時間までごとに 五三〇円
略	

備考 略

山梨県立科学館設置及び管理条例新旧対照表（第九条関係）

新

別表第一（第十条、第十四条関係）

区分	普通入館料限度額		定期入館料限度額
	個人	団体	
一般及び大学生	一人 五二〇円	一人 四二〇円	一人 五二四〇円
高校生	一人 三二〇円	一人 二五〇円	一人 三一四〇円
中学生及び小学生	一人 二二〇円	一人 一七〇円	一人 二一〇〇円

備考 略

別表第二（第十条、第十四条関係）

一 フラネタリウム又は映画の投影を観覧する場合

区分	観覧料限度額	
	個人	団体

旧

別表第一（第十条、第十四条関係）

区分	普通入館料限度額		定期入館料限度額
	個人	団体	
一般及び大学生	一人 五二〇円	一人 四二〇円	一人 五一五〇円
高校生	一人 三二〇円	一人 二四〇円	一人 三〇八〇円
中学生及び小学生	一人 二二〇円	一人 一七〇円	一人 二〇六〇円

備考 略

別表第二（第十条、第十四条関係）

一 フラネタリウム又は映画の投影を観覧する場合

区分	観覧料限度額	
	個人	団体

一般及び大学生	一人一回につき 五二〇円	一人一回につき 四二〇円
高校生	一人一回につき 三二〇円	一人一回につき 二五〇円
中学生、小学生 及び三歳以上の 幼児	一人一回につき 二二〇円	一人一回につき 一七〇円

備考 略

二 特別の企画による展示を観覧する場合

区分	観覧料限度額	
	個人	団体
一般及び大学生	一人一回につき 一一〇〇円	一人一回につき 八八〇円
高校生	一人一回につき 五五〇円	一人一回につき 四四〇円
中学生、小学生 及び三歳以上の	一人一回につき 三三〇円	一人一回につき 三三〇円

一般及び大学生	一人一回につき 五一〇円	一人一回につき 四二〇円
高校生	一人一回につき 三二〇円	一人一回につき 二四〇円
中学生、小学生 及び三歳以上の 幼児	一人一回につき 二二〇円	一人一回につき 一七〇円

備考 略

二 特別の企画による展示を観覧する場合

区分	観覧料限度額	
	個人	団体
一般及び大学生	一人一回につき 一〇八〇円	一人一回につき 八六〇円
高校生	一人一回につき 五四〇円	一人一回につき 四三〇円
中学生、小学生 及び三歳以上の	一人一回につき 三三〇円	一人一回につき 二二〇円

幼兒

備考略

幼兒

備考略

山梨県立飯田野球場設置及び管理条例新旧対照表（第十条関係）

新					旧				
別表（第十条、第十四条関係）					別表（第十条、第十四条関係）				
利用の区分	一時間	午前	午後	一日	利用の区分	一時間	午前	午後	一日
		午前八時三十分から正午まで	正午から午後五時三十分まで				午前八時三十分から午後五時三十分まで	午前八時三十分から正午まで	
一般	六〇〇円	一、九三〇円	三、〇二〇円	四、三三〇円	一般	五九〇円	一、八九〇円	二、九七〇円	四、三三〇円
高校生以下	二九〇円	九五〇円	一、五二〇円	三、一五〇円	高校生以下	二九〇円	九三〇円	一、四九〇円	三、一〇〇円

山梨県立博物館設置及び管理条例新旧対照表（第十一条関係）

新

旧

別表第一（第六条関係）

別表第一（第六条関係）

一 常設の展示の場合

一 常設の展示の場合

区分	観覧料	
	個人	団体
一般	一人につき 五二〇円	一人につき 四二〇円
大学生及びこれに準ずる者	一人につき 三〇〇円	一人につき 一七〇円
略		

区分	観覧料	
	個人	団体
一般	一人につき 五二〇円	一人につき 四二〇円
大学生及びこれに準ずる者	一人につき 三〇〇円	一人につき 一七〇円
略		

備考 略

備考 略

二 特別の企画による展示の場合

二 特別の企画による展示の場合

次の表に定める観覧料の額の範囲内で、それぞれの展示ごとに知事が定める額

次の表に定める観覧料の額の範囲内で、それぞれの展示ごとに知事が定める額

区分	観覧料	
	個人	団体

区分	観覧料	
	個人	団体

一般	一人につき 一、一〇〇円	一人につき 八六〇円
大学生及びこれに準ずる者	一人につき 五五〇円	一人につき 四四〇円
略		

一般	一人につき 一、〇八〇円	一人につき 八六〇円
大学生及びこれに準ずる者	一人につき 五四〇円	一人につき 四三〇円
略		

備考 略

備考 略

三 常設の展示及び特別の企画による展示の定期観覧の場合

三 常設の展示及び特別の企画による展示の定期観覧の場合

区分	観覧料
一般	一人につき 一、一〇〇円
大学生及びこれに準ずる者	一人につき 一、〇五〇円

区分	観覧料
一般	一人につき 一、〇六〇円
大学生及びこれに準ずる者	一人につき 一、〇三〇円

備考 略

備考 略

別表第二（第七条関係）

別表第二（第七条関係）

区分	利用料
学術研究を目的とする場合	一点一日につき 四九〇円

区分	利用料
学術研究を目的とする場合	一点一日につき 四八〇円

出版等の収入を伴う場合 一点一日につき 六、二七〇円

備考 略

別表第三（第八条関係）

区分	使用料
生涯学習室一	一時間につき 四七〇円
生涯学習室二	一時間につき 三三〇円
交流室	一時間につき 二一〇円

備考 略

出版等の収入を伴う場合 一点一日につき 六、一五〇円

備考 略

別表第三（第八条関係）

区分	使用料
生涯学習室一	一時間につき 四六〇円
生涯学習室二	一時間につき 三三〇円
交流室	一時間につき 二一〇円

備考 略

山梨県立美術館等の観覧等の特例に関する条例新旧対照表（第十二
条関係）

新			旧		
別表（第二条関係）			別表（第二条関係）		
区分	期間	観覧料	区分	期間	観覧料
一般	一年	一人につき 五、二四〇円	一般	一年	一人につき 五、一五〇円
大学生及びこれに準ずる者	一年	一人につき 二、六二〇円	大学生及びこれに準ずる者	一年	一人につき 二、五八〇円
備考 略			備考 略		

新					旧								
別表（第十三条、第十七条関係）					別表（第十三条、第十七条関係）								
一 イベントスペース及び多目的ホールを利用する場合					一 イベントスペース及び多目的ホールを利用する場合								
施設区分	利用区分		午前	午後	夜	全日	施設区分	利用区分		午前	午後	夜	全日
			午前九時 ～正午	午後一時 ～午後五時	午後六時 ～午後九時	午前九時 ～午後九時				午前九時 ～正午	午後一時 ～午後五時	午後六時 ～午後九時	午前九時 ～午後九時
イベント スペース	全面		六千 五百円	八千 円	六千 五百円	九千 円	イベント スペース	全面		四千 五百円	六千 円	四千 五百円	五千 円
	東面		七千 円	八千 円	七千 円	八千 円		東面		七千 円	八千 円	七千 円	八千 円
	西面		八千 円	九千 円	八千 円	九千 円		西面		八千 円	九千 円	八千 円	九千 円
多目的ホール			七千 五百円	八千 円	七千 五百円	八千 円	多目的ホール			七千 五百円	八千 円	七千 五百円	八千 円
備考 略					備考 略								
二 交流ルームを利用する場合					二 交流ルームを利用する場合								

- 1 -

区分	単位	金額
略		
交流ルーム101	一時間につき	二四〇円
交流ルーム103	一時間につき	一七〇円
略		
交流ルーム201	一時間につき	一七〇円
交流ルーム202	一時間につき	一七〇円
備考 略		
三 略		

区分	単位	金額
略		
交流ルーム101	一時間につき	二二〇円
交流ルーム103	一時間につき	一七〇円
略		
交流ルーム201	一時間につき	一七〇円
交流ルーム202	一時間につき	一七〇円
備考 略		
三 略		

- 2 -

議案第 38 号

教育委員会の活動状況報告書について

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条第 1 項の規定に基づき、報告書を議会へ提出する必要がある。

(報告書別途配付)

議案第 39 号

山梨県指定文化財の指定について

提案理由

次の有形文化財は、意匠的に優秀であり、県にとって重要なものと認められるので、山梨県文化財保護条例（昭和31年山梨県条例第29号）第4条第1項の規定により、山梨県指定有形文化財に指定することとしたい。

県指定文化財の指定

県指定有形文化財 1件

「浅間神社 本殿一棟 附・棟札二枚」

山梨県指定有形文化財（建造物）の指定について（1）

- | | |
|---------|----------------------------|
| 1 種 別 | 有形文化財 建造物 |
| 2 名 称 | 浅間神社 本殿一棟 附・棟札二枚 |
| 3 所 在 地 | 山梨県南都留郡忍野村忍草456番地 |
| 4 所 有 者 | 山梨県南都留郡忍野村忍草456番地 宗教法人浅間神社 |
| 5 構造・形式 | 桁行三間 梁間二間 三間社流造 向拝三間 檜皮葺 |
| 6 年 代 | 宝永二年（1705） |
| 7 概 要 | |

浅間神社は『甲斐国志』によると、忍草村^{しほくさむら}（明治八年に内野村と合併し、現在忍野村）の産土神^{うぶすながみ}であり、『忍野村誌』第二巻によると、建久四年（1192）源頼朝から朱印地を賜り、鎌倉幕府武運長久^{ぶうんちようきゆうきとう}祈禱を申しつけられ随神門・金剛二力士を造立したという伝承がある。

神社には、本殿の建立年代を示す棟札が、慶長十八年（1613）造立と宝永二年（1705）造立の2枚が伝存している。社殿規模とそれぞれの棟札に記されている大工数や社殿の彫刻の形状から考えると実際に社殿が建築された年代は、宝永二年であると考えられる。

本殿は、雨屋拝殿とよばれる覆屋内にあり、三間社流造^{さんげんしゃながれづくり}、二重軒付^{ふたえのきづけ}・檜皮葺^{ひわだぶき}の社殿で、棟通り下で内陣^{ないじん}・外陣^{げじん}に分け、正面に三扉設けている。外陣内部は壁がなく一室であるが、さらに三扉設けた内陣は壁で三室に仕切られ、各室内に木花開耶姫命^{このはなさくやひめのみこと}・鷹飼^{たかがい}・犬飼^{いぬかい}坐像と伝承される国指定重要文化財の三神像（正和四年＝1315）が安置されている。本殿は昭和43年に忍野村有形文化財に指定されている。

本殿の身舎柱^{みや}は円柱、前面三間の向拝柱^{ごはいばしら}は角柱である。柱、壁、各部材、彫刻は朱色を基調として彩色されている。身舎^{みや}と向拝^{ごはい}の繋ぎは反りの強い蝦虹梁^{えびこうりょう}である。手挟^{たばさみ}は二具あり、彫刻と彩色が施されている。

この社殿の特徴は、身舎^{みや}墓股彫刻、蝦虹梁^{つまこうりょう}の渦・若葉、妻虹梁^{つまこうりょう}の渦・若葉に古式を残し、その一方で向拝水引虹梁^{ごはいみずひきこうりょう}の渦・若葉、手挟は時代の下った形状を示す点である。前者の渦・若葉彫刻は線が細く、彩色された墓股内の彫刻は穏やかで上品な意匠である。

浅間神社本殿は、檜皮葺、三間社流造の優美な社殿で、線が細かく古式を残す渦・若葉彫刻、上品な意匠の墓股彫刻、及び多彩な色彩によって荘厳された江戸中期の建物で、桃山から江戸初期の建築同様の雰囲気をも十分に醸し出している秀逸な遺構である。また国指定重要文化財の三神像を祀る社殿としても価値が高く、県指定文化財としてふさわしいといえる。

議案第 40 号

山梨県指定文化財の指定について

提案理由

次の有形文化財は、政治、経済、社会、文化、科学技術等山梨県の歴史上の各分野における重要な事象に関する遺品のうち学術的価値の特に高いものであり、県にとって重要なものと認められるので、山梨県文化財保護条例（昭和31年山梨県条例第29号）第4条第1項の規定により、山梨県指定有形文化財に指定することとしたい。

県指定文化財の指定

県指定有形文化財 1件

「郷民擁護碑及び丸山之碑」

山梨県指定有形文化財（歴史資料）の指定について

1	種別	有形文化財 歴史資料
2	名称	郷民擁護碑及び丸山之碑
3	所在地	甲府市下曾根町923
4	所有者	山梨県（甲府市丸の内1-6-1）
5	品質形状	郷民擁護碑 1基 丸山之碑 1基
6	建立者	郷民擁護碑 市川代官 小林藤之助・浄照寺住職 新田雲里 丸山之碑 松野伝四郎
7	時代	郷民擁護碑 江戸時代（天保11年8月建立） 丸山之碑 明治時代（明治42年3月建立）
8	概要	

郷民擁護碑・丸山之碑は、甲斐風土記の丘公園内の丸山塚古墳の周溝の東側に所在する。甲府盆地南東部に位置するこの一帯には、弥生時代後期から古墳時代に至る時期の墳墓が集中的に分布している。両碑建立の契機となった丸山塚古墳は、その出土品等から古墳時代中期の築造と考えられており、昭和5年に甲斐銚子塚古墳が国史跡に指定された折に、その附指定となっている。

郷民擁護碑は、江戸時代後期に当時の市川代官であった小林藤之助らによって建立されたものである。碑には「ここは神霊が鎮座する場所である。大切にすれば福がもたらされるし、冒瀆すれば祟られる。」という内容が記されている。

小林藤之助は、この古墳が尋常な場所でないと感じ、当時の土地所有者であった地元の浄照寺の住職である雲里に相談した。雲里は当時「甲斐の雲里」と呼ばれる俳人でもあったが、代官の思いに賛同し、この地を村有地にした上で村をあげて皆で大切にされた方がよいと進言し、本碑が建立された。

丸山之碑は、明治時代に地主の松野伝四郎によって建立された。東京帝國大學教授の坪井正五郎草稿による碑文によれば、松野伝四郎は開墾の折に深さ1尺5寸の所で石室を発見し、内部から青銅鏡と刀剣数本を見つけたとされる。

「郷民擁護碑」の碑文により、祟りを恐れた松野は、これら出土品の評価を学術的権威に求め、東京帝國大學へ迅速に連絡をした結果、出土品の散逸を防ぐことにつながった。

以上のように、江戸時代における郷民擁護碑の建立、明治時代の丸山塚古墳の副葬品の出土から、一帯の「甲斐風土記の丘・曾根丘陵公園」の整備、史跡甲斐銚子塚古墳附丸山塚古墳の保存整備事業までの流れを辿ると、両碑の存在

により古墳とその出土品が守られ、周辺一帯の史跡公園としての整備とその活用につながってきたことが理解できる。さらに郷民擁護碑ごうみんようごのひに記された「崇り」という言葉の根底には、文化財保護の精神が宿っていたことがうかがえる。このような、遺跡における「崇り」に関する資料はすでに江戸時代に多く見られ各地の地誌などで報告されており、遺跡に対する一種の畏れは、語り伝えられ、人々の心の中にあり続けた。これは当時、各地で共有された遺跡に対する観念でもあったと考えられる。このように日本社会において息づいていた神霊に対する伝統的観念が、無用の発掘を阻止してきたことを考え合わせると、それはある意味で法律よりも効果的であったとも言える。

「郷民擁護碑ごうみんようごのひ」は、それ自体が文化財保護の精神を伝える資料として、県内では唯一の資料であり、「この場所を大切にしないと崇りがある」と明確に示した碑としては、全国的にも稀有な事例である。その後建立された「丸山之碑まるやまのひ」と共にこれら二碑は、江戸時代末の先駆的文化財保護の精神が、明治時代に至るも脈々と地域に伝えられた経緯を語る存在であり、今日この一帯が、史跡公園として整備され、古いにしえの歴史を伝える場として活用されていることにもつながっている。以上により、この二碑は山梨県指定文化財として相当の価値をもつものと評価できる。

教師力アップ研修について（内容別紙）

(平成 31 年 2 月 13 日 定例教育委員会)

課室名

総務課

件名

「新やまなしの教育振興プラン」の目標となる指標の達成状況について

経緯

- 国の第2期教育振興基本計画の策定（H25.6.14閣議決定）等を受け、本県教育振興の基本計画として、平成26年度から平成30年度までの5年間を計画期間とする「新やまなしの教育振興プラン」（以下「プラン」という。）を、平成26年2月に策定した。
- プランにおいては、目標となる指標の達成状況を把握しながら、計画に沿って施策が実施されているか、自ら点検・評価を行い、毎年結果を公表することとしている。

プランに掲げた目標となる指標の項目（51項目）のH29年度実績値が確定したため、教育委員会ホームページを通じて公表する。

【進捗率の計算方法】

$$\frac{(\text{H29年度の実績値}) - (\text{平成24年度の現況値})}{(\text{H30年度の目標値}) - (\text{平成24年度の現況値})} \times 100$$

【進捗状況】

	基本方針内容	成果指標の進捗状況 (H29年度実績)		
		80%以上	80%未満	合計
基本方針1	世界に通じ、社会を生き抜く力の育成	9	4	13
基本方針2	確かな学力と自立する力の育成	2	2	4
基本方針3	豊かな心と自己実現を図る力の育成	1	4	5
基本方針4	健康で豊かな生活を営むことができる「やまなしスポーツ」の創出	1	10	11
基本方針5	一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育の充実に向けた取り組み	1	6	7
基本方針6	子どもたちが安全に安心して学ぶ事ができる教育環境づくり	2	0	2
基本方針7	すべての子どもが生き生きと学ぶことができる質の高い魅力ある学校づくりの実現	0	2	2
基本方針8	家庭・地域・学校が連携した教育の実現	2	0	2
基本方針9	生涯にわたり学び続けることができる環境づくりの実現	2	0	2
基本方針10	県民一人ひとりが豊かな人生を送るための文化芸術の振興の推進	1	2	3
合計		21	30	51
		(構成比)	41.2%	58.8%

内

容

【主な項目の状況】

- 進捗率の高いもの

	H30 目標値	H29 実績値
「工業高校の資格取得者延べ人数」(高校)	65.0%	85.1%
「情報モラルの指導能力のある教員の割合」(小学校)	80.0%	83.6%
「学校関係者評価を実施・公表している学校の割合」(小学校)	95.0%	100%

- 進捗率の低いもの

	H30 目標値	H29 実績値
「高校芸術文化祭への参加生徒数」(高校)	24,000人	20,459人
「朝食の摂取状況」(中学校・女子)	90.0%	84.2%
「朝食の摂取状況」(高校・女子)	88.0%	84.0%

【今後の対応】

H30実績値については、まだ確定していないが、H29実績及びH30の事業の取組実績や成果等を踏まえ、翌年度の取組に反映させるとともに、今後取り組むべき方向等を「山梨県教育振興基本計画（仮称）」に引き継ぎ、なお一層の充実に努めていく。

(平成31年2月13日 定例教育委員会)

課・室名 スポーツ健康課

件名	平成30年「やまなしスポーツ賞」について
概要	<p>1 「やまなしスポーツ賞」表彰制度の概要</p> <p>(1) 目的 スポーツの国際大会や全国大会において、優秀な成績を挙げた山梨県関係選手等を表彰することにより、本県の体育・スポーツの普及・振興に資する。</p> <p>(2) 表彰の対象者 山梨県内に在住している個人及び山梨県内に所在する団体とする。</p> <p>(3) 選考方法 関係団体から表彰候補者の推薦を得て、選考審査会において審査の上、知事が被表彰者を決定する。</p> <p>(注) 1 優秀な成績</p> <p>(1) オリ・パラで8位以内に入賞した個人(団体の一員)</p> <p>(2) 世界選手権大会等で3位以内に入賞した個人(団体の一員)</p> <p>(3) 全日本選手権大会等で優勝した個人・団体</p> <p>(4) 日本記録を樹立した個人・団体</p> <p>(5) 優秀な選手の育成・指導に功績のあった監督等</p> <p>2 選考会構成員所属 ①山梨放送 ②山梨日日新聞 ③テレビ山梨 ④NHK甲府放送局 ⑤県高等学校体育連盟 ⑥小中学校体育連盟 ⑦公益財団法人県体育協会 ⑧県教育委員会</p>
内容	<p>1 平成30年「やまなしスポーツ賞」被表彰者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体 7団体 76人 ・個人 33人 ・指導者 4人 ・合計 113人(うち団体と個人の重複受賞者7人) ・被表彰者名 別紙1のとおり ・受賞者数の経緯 別紙2のとおり <p>2 表彰式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日時 平成31年2月15日(金) 午後2時～ ・場所 県庁防災新館1階「オープンスクエア」 <p>3 報道解禁日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テレビ・ラジオ・web 平成31年2月14日(木)午後5時 ・新聞 平成31年2月15日(金)朝刊

やまなしスポーツ賞 受賞者数の経緯

別紙 2

年	回数	団体		個人	指導者	計	団体個人重複	実数	表彰日	累計
平成8年	(第1回)	8 団体	49	24	1	74	0	74	H9.2.9	74
平成9年	(第2回)	1 団体	6	36	0	42	4	38	H10.1.23	112
平成10年	(第3回)	6 団体	20	32	8	60	6	54	H11.2.19	166
平成11年	(第4回)	7 団体	26	32	2	60	8	52	H12.1.26	218
平成12年	(第5回)	6 団体	22	31	2	55	4	51	H13.2.16	269
平成13年	(第6回)	5 団体	22	33	2	57	5	52	H14.2.12	321
平成14年	(第7回)	9 団体	43	31	1	75	4	71	H15.1.31	392
平成15年	(第8回)	2 団体	12	22	0	34	0	34	H16.2.12	426
平成16年	(第9回)	5 団体	16	34	0	50	1	49	H17.2.15	475
平成17年	(第10回)	5 団体	19	35	3	57	4	53	H18.2.16	528
平成18年	(第11回)	4 団体	36	37	3	76	4	72	H19.2.22	600
平成19年	(第12回)	7 団体	47	40	2	89	7	82	H20.2.13	682
平成20年	(第13回)	8 団体	56	50	2	108	14	94	H21.2.13	776
平成21年	(第14回)	8 団体	88	39	2	129	15	114	H22.2.16	890
平成22年	(第15回)	8 団体	41	54	2	97	12	85	H23.2.18	975
平成23年	(第16回)	13 団体	66	41	1	108	16	92	H24.2.24	1067
平成24年	(第17回)	6 団体	33	31	0	64	8	56	H25.2.22	1123
平成25年	(第18回)	3 団体	32	37	1	70	8	62	H26.2.14	1185
平成26年	(第19回)	8 団体	51	24	0	75	4	71	H27.2.10	1256
平成27年	(第20回)	8 団体	40	33	0	73	3	70	H28.2.9	1326
平成28年	(第21回)	8 団体	78	31	4	113	4	109	H29.2.15	1435
平成29年	(第22回)	2 団体	38	41	4	83	3	80	H30.2.8	1515
平成30年	(第23回)	7 団体	76	33	4	113	7	106	H31.2.15	1621

これまでの合計 144 917 801 44 1762 141 1621